

平成 30 年第 4 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 26 日 (月) 午後 3 時 27 分開会
午後 4 時 57 分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 中重秋登
教育部生涯学習課長 花田譲二
教育部教育総務課総務係長 宗綱秀臣
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
教育部教育指導課指導係長 東直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 2 議案第 10 号 平成 30 年度教育行政施策の方針の策定について
日程第 3 議案第 16 号 市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に
関する協議について
日程第 4 議案第 17 号 庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正に
ついて
日程第 5 議案第 18 号 庄原市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
日程第 6 議案第 19 号 庄原市埋蔵文化財センター設置規則の制定について
日程第 7 議案第 20 号 庄原市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改
正について
日程第 8 議案第 21 号 庄原市就学援助費支給要綱の一部改正について
日程第 9 議案第 22 号 庄原市学校薬剤師の委嘱について
日程第 10 議案第 23 号 庄原市教育委員会嘱託員（日本人外国語指導助手）の
委嘱について
日程第 11 個別報告及び協議事項

－ 開会 午後 3 時 26 分 －

教育長 平成 30 年第 4 回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い進めます。

日程第 1 教育長報告

教育長 日程第 1 教育長報告を行います。

- ・ 市内小学校卒業証書授与式について
- ・ 平成 30 年度「学びの変革」全県展開及び新学習指導要領の移行期間の開始について
- ・ 副市長人事、教育長人事及び教育委員会事務局幹部職の人事異動について
- ・ 学校適正規模・適正配置の取り組みについて

次に教育部長からの報告をお願いします。

教育部長 ・ 4 月 1 日付けの人事異動について

日程第 2 議案第 10 号 平成 30 年度教育行政施策の方針の策定について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 平成 30 年度庄原市の教育行政施策の方針の策定についてということで、前回に引き続きご審議いただくことになりましたが、本案は事務局で作成しました平成 30 年度 1 年間の教育委員会の取り組みのベースとなる基本方針や施策を定めたもので、関係法規に基づき教育委員会の承認をお願いするものです。前回の会議で提案した際に教育委員の方から施策体系図と重点施策の記述の整合性などについてご指摘を受けましたので、事務局でそれらを含む見直しを行ったものについて承認をお願いするものです。内容は別冊資料をご覧くださいと思いますが、方針案の構成などについては、前回説明をさせていただいているので説明を省略させていただき、今回一部記述の見直しや修正を行ったところを説明します。

前回の会議でのご指摘も受けて、資料内にマーカーで着色されている箇所が修正などを行った箇所です。内容については担当課長より説明します。

教育指導課長 前回の会議で「施策体系図にある文言とその後の重点施策にある記述の整合性がない」とのご意見をいただき、教育指導課で再検討し今回修正しました。具体的には施策体系図には ①主体的に学び考える教育の推進「○対話的な学び・深い学びの展開」という記述に対し、重点施策では当初その記述がありませんでしたので、その言葉をここに入れております。

また、施策体系図にある「豊かな人間性の育成 ①道徳教育の充実 ○「特別の教科 道徳」の充実に向けた指導の工夫」に対し、重点施策でも「○「特別の教科 道徳」の充実」と記述を加えました。これは次年度小学校でもしっかり取り組んでいく必要があり、追加したところです。

合わせて、施策体系図の「②生徒指導の充実」での「○自己指導能力の育成」という言葉は、当初は重点施策の項目内にはありませんでしたので、今回追加して、中学校区の一貫した指導体制の推進をすることにより授業作りだけでなく自己指導

能力の育成を図っていききたいことから、「②生徒指導の充実 ○自己指導能力の育成」として記述を追加しています。

また、施策体系図の「豊かな人間性の育成 ④芸術教育の充実 ○芸術・文化活動の推進」に対し、重点施策では「○感性を高め、豊かな情操を養う芸術・文化活動の推進」として関連性を出しています。

さらに、施策体系図の「今日的課題への対応 ①グローバル化に対応した教育の充実 ○郷土愛と国際教育の推進」について、重点施策では「○コミュニケーション能力の向上と自国及び他国文化の理解促進」として、記述に関連性を持たせるとご理解ください。

最後に、施策体系図の「教職員の資質向上 ①授業力の向上」についても、重点施策では「・教科等で育む資質・能力の明確化」として施策体系図との関連性を図っています。教育指導課関係は以上です。

生涯学習課長

生涯学習課の変更・修正箇所について、教育指導課と同様に文言の整合性を図っていますが、蛍光ペンでの着色箇所のみ説明させていただきます。

重点施策の「生涯学習 社会教育の充実 ③読書環境の充実 ○子供の読書活動の推進」では、今年度から「ネットワークの構築」について家庭教育の新事業にも絡めていきますので、ここに「ネットワークの構築」という文言を追加しました。

また、施策体系図では「芸術・文化の推進 ②文化財の保存・活用 ○埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財保存活用の充実」とありますが、重点施策では「②文化財の保存・活用 ○埋蔵文化財への対応」としています。これは埋蔵文化財への対応ということがベースになりますので重点施策での記述は変更せず、「・庄原市埋蔵文化財センターオープン、活用の充実」という文言を追加しています。

最後に、重点事業で「(3) スポーツの推進 ①スポーツ活動の推進 ○総合型地域スポーツクラブの推進」とありますが、当初ここは「展開」と表記していましたが、全市に地域型スポーツクラブを設置していきたいとの考えから、施策体系図の表記と合わせて「推進」に変更し、文言を整理しています。説明は以上です。

教育長
委員

前回会議後、幾つか修正を行いました。意見や質問はありますか。
（「ありません」の声あり）

教育長
委員

議案第 10 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
（挙手）

教育長

賛成全員ですので、議案第 10 号は承認されました。

日程第 3 議案第 16 号 市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する協議について

教育長

事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第 16 号 市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の協議について説明します。本案は地方自治法第 180 条の 2 の規定により、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会へ委任及び補助執行することに関して、市長から庄原市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正を行う旨の協議がされており、教育委員

会の下承をお願いするものです。

現状ですが、庄原市教育委員会へは2つの規則により、市長の権限に属する事務の一部を執行機関に委任、補助執行を行っていますが、一部の委任事務や補助執行事務について規則にある規定とは異なる運用、いわゆる齟齬の状態を改めようとするもので、地方自治法第180条の2にある「普通地方公共団体の長は、権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して」の「協議をして」の部分がこの教育委員会での議案審議にあたります。

権限については、「委任」「代理」「補助執行」と区別されますが、現在は「委任」という形でしか受けておらず、権限として教育長名でしか事務執行が出来ないのですが、実際には市長名で補助金申請事務などを行っている状況があり、そのような齟齬の解消を図ることが今回の改正しようとする目的の1つです。

次に、課題と対応案ですが、現状は教育委員会へは委任規定のみで補助執行規定はありませんが、教育委員会部局において一部の手続きが庄原市長名で発出されています。具体的には補助金申請事務等は市長名で教育委員会から書類等を発出している状況ですが、対応案として規則を改正して財務事項の一部を「補助執行」とすることで、現行の運用に沿った事務手続きが可能になり、「市長名」での執行が可能になります。

また、財務事項の委任限度額を超えた事務については、本来教育委員会には事務手続きはできないのですが、実際には委任限度額を超えた大型の契約や補助金関係についても、教育委員会で起案等が行われている実態があります。対応策として委任限度額を超えた場合は「補助執行」とし、現行の運用に沿ったものに規則を改正することで、簡素な事務執行が可能になります。

現在、教育委員会には19項目に渡る事務委任がされていますが、工事施行、物品購入施行、業務委託施行には事業金額に「未満」がつき、これ以上の事務委任はされていないのですが、実際には便宜上事務執行している実態がありました。また補助金申請等について現行は委任事項でしたが、規則を改正して市長から教育委員会へ補助執行する形に整理したいと市長部局から協議が上がっているところです。

議案集には参考資料として、実際に市長から教育長に対し地方自治法第180条の2に基づく協議を依頼された文書を添付しています。内容は「庄原市教育委員会に対する事務委任規則の全部改正」とし、「委任と補助執行事務の整理を行い、最適な分掌と権限に調整を行うもの」を改正理由としています。その他と、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の改正が別途必要になりますが、これは後ほど説明させていただきます。

この度、市長部局からの協議について委員の皆さまのご了承がいただけましたら、その旨を市長部局へ回答し、市長部局で当該規則の改正が行われる予定です。

教育長
委員
教育長

ただいまの説明について、質疑等がありますでしょうか。
（「ありません」の声あり）

議案第16号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

教育長 賛成全員ですので議案第 16 号は承認されました。

日程第 4 議案第 17 号 庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第 17 号 庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正について説明します。本案は教育長の権限に属する事務の決裁について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、市長部局の教育委員会に対する事務委任規則の一部改正に合わせて、本規則でも整合性を取るためにこの教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正を行うため、関係例規に基づき教育委員会の議決をお願いするものです。

改正内容については議案集の新旧対照表で説明します。まず定義の項において決裁の考え方が変わることにより文言の整理をしています。特に先ほどの議案 16 号にもありましたが「回議」という文言が加わり、第 2 条第 3 号へ「回議」を追加し、その後の各号が 1 号ずつずれています。「回議」とは、決裁または専決に至るまで上級職位者の意見を求め承認を受けることです。

また、第 3 条第 2 項では、新たに「教育長の決裁事項、教育部長の専決事項並びに本庁会計課の合議を有する事項のうち、西城教育室、東城教育室、高野教育室、比和教育室及び総領教育室で起案するものは、所管課長の合議を経るものとする」との文言が追加されるとともに、言葉の整理で「決定」が「回議」に全て置き換わります。さらに第 8 条関係では、現行の「3 財務事項」の表を全て削除し、あらたな決裁区分を示す表に改めています。

先程申し上げました市長部局の事務委任及び決裁規則の一部改正に合わせて、新たな表にも「事務の種類」という欄を設けて、「1 基金に関する事項」「2 歳入に関する事項」「3 歳出に関する事項」「4 財産に関する事項」に区分けし、各決裁事項・決裁区分・合議先等を示しています。

附則として、この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行するということですが、本来は市長部局の規則の制度改正の決裁後に、この規則の一部改正の議案を提案させていただきながら、改正内容が同様であることと、施行自体は市長部局も教育委員会部局も同時に行って市長部局との連携を図るため、今回の教育委員会議会で提案させていただき、議決後市長部局の規則改正と同時に教育委員会の規則改正も行うという流れになります。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして何か質疑や意見はありますか。

末信委員 「決定」が「回議」となったり、「合議」という文言もあるのですが、実際に教育委員会での事務内容がこの結果により大きく変わることがあるのですか。

教育総務課長 一番大きく変わるのが補助金申請等の事務手続きです。これまで一部の市長名での補助金申請事務において、教育長の決裁後市長に許可を得ずに申請手続きをしていたことがありました。これがこの度「補助執行」に変わりますので、教育長の決裁後市長に回議してから事務手続きを行う形になり、本来の事務処理の姿になります。教育委員会の規則もそれに合わせた改正を行うことで、両規則は本来のあるべ

き姿に戻ることにあります。

- 末信委員
教育総務課長
教育長
委員
教育長
委員
教育長
- これまでは事務手続きの一部を省略して行っていたという解釈で良いですか。
委任を受けているものと解釈をして事務を行っていたのですが、どうも齟齬があるのではないかと、市長部局の方から指摘を受け、規則改正の提案がありました。
他に質疑等がありますでしょうか。
〔「ありません」の声あり〕
議案第 17 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
〔挙手〕
賛成全員ですので議案第 17 号は可決されました。

日程第 5 議案第 18 号 庄原市教育委員会事務局事務局組織規則の一部改正について

- 教育長
教育総務課長
教育長
委員
教育長
委員
教育長
- 事務局より議案の説明をお願いします。
議案第 18 号 庄原市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明します。
本案は教育部生涯学習課文化財係の事務分掌に「庄原市埋蔵文化センターに関すること」を加えるために、所要の改正を行おうとしているもので、関係例規に基づき教育委員会の議決をお願いするものです。
改正内容については、教育部生涯学習課の事務分掌を定めている第 6 条の中に文化財係がありますが、第 5 号の次に第 6 号として「庄原市埋蔵文化センターに関すること」を加え、現在の第 6 号を第 7 号に変更するものです。附則として改正後の規則は平成 30 年 4 月 1 日からの施行としています。説明は以上です。
ただいまの説明について質疑やご意見はありますか。
〔「ありません」の声あり〕
議案第 18 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
〔挙手〕
賛成全員ですので、議案第 18 号は可決されました。

日程第 6 議案第 19 号 庄原市埋蔵文化センター設置規則の制定について

- 教育長
生涯学習課長
- 事務局より議案の説明をお願いします。
議案第 19 号 庄原市埋蔵文化財センター設置規則案を提案いたします。
提案理由ですが、旧田川小学校施設を改修して庄原市埋蔵文化財センターの工事が今年度 3 月末に完了し、今後は市内に散在する出土品、特に埋蔵文化財関係で土器や石器、発掘調査に伴う資料等をここに集約・整理します。そのための庄原市埋蔵文化財センターの設置規則を定めようとするものです。
第 1 条として、埋蔵文化財センターの調査、出土品文化財の整理、収蔵、展示等を行うために庄原市埋蔵文化財センターを設置することとし、第 2 条で本施設の所在地を庄原市濁川町 43 番地 2 と定めています。第 3 条では補則として「この規則に定めるもののほか、必要な事項は庄原市教育委員会が別に定める」としていますが、新年度で別途庄原市埋蔵文化財センターの管理規程の制定に関して、提案・協議を

させていただきたいと思います。現在のところ7月下旬から8月上旬のオープンに向けて準備を進めていきたいと考えています。附則として本規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしております。提案は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何か質疑はありますでしょうか。

末信委員 管理規程ができてからのことになるかもしれませんが、ここには職員が常駐されるのか、展示に関して一般的に収集した物品などを見ることが出来るのか、その辺は未だ決定されていないでしょうか。

生涯学習課長 基本的にはこの施設には職員が常駐しません。また、施設を一般公開する場合には設置管理条例等を制定して、開館日や開館時間を定めるのが一般的ですが、この施設は出土品や文化財等を収集し整理することを設置目的としており、一部展示ができるスペースもありますが、常時開館して市民の皆さんに見ていただく性質の施設ではありません。例えば発掘調査を実施後、出土品の速報展的なことはこの施設でできるかと思いますが、最終的に整理されたものは博物館や資料館で展示されるべきと考えています。あくまでもこの施設は出土品や文化財を収集し整理をすることと、現在学校や地域で行っている体験学習や出前・出張学習などの起点となる施設として考えています。

従いまして、基本的には生涯学習課文化財係が所管しますが、職員が朝この施設へ直接出勤するのではなく、当面の間は8月上旬頃のオープンに向けて市内に散在する出土品等を整理するために本課職員や臨時職員がこの施設へ通い、作業する予定です。オープン後も職員がこの施設へ出向いて収集・整理作業を行う予定です。

一度この施設を皆さんにも見ていただきたいと思っていますので、教育委員会議がある時に事前に案内をさせていただきます。

教育長 委員 議案第 19 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
(挙手)

教育長 賛成全員ですので、議案第 19 号は可決されました。

日程第 7 議案第 20 号 庄原市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第 20 号 庄原市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について説明します。本案は学校給食調理場の再編整備方針に基づき、平成 29 年度末で山内小学校給食共同調理場及び東城中学校調理場を廃止し、平成 30 年度から山内小学校と川北小学校の調理業務を庄原学校給食共同調理場へ統合し、さらに東城中学校の調理業務を東城学校給食共同調理場へ統合すること、その他齟齬が生じている部分の整理を行うため、関係例規に基づき教育委員会の議決をお願いするものです。

改正内容についてですが、第 2 条で共同調理場に置く職員を定めていますが、現在共同調理場は全て業務委託となっており、職員としての調理員の配置がありませんので、第 1 項第 3 号の「調理員」の項を削除します。また職務を定めている第 3 条第 3 項でも調理員に関する職務の項を削除し、第 4 号が第 3 号に繰り上がります。

第4条の表には共同調理場の対象学校を定めていますが、庄原市庄原学校給食共同調理場の項にある東小学校の次に山内小学校と川北小学校を追加するとともに、庄原市山内学校給食共同調理場の項を削除します。さらに庄原市東城学校給食共同調理場の項に東城中学校が加わります。附則として、この改正規則は平成30年4月1日施行とし、8つの共同調理場で市内26校の学校給食を作ることになります。

- 教育長 ただいまの説明について、質問やご意見はありますか。
- 末信委員 調理場で例えば給食の献立を検討される方、それから調理に実際に取り組みされる方は「栄養職員」ということですか。
- 教育総務課長 委員のご質問のとおり、栄養職員は給食の献立や栄養計算、食材の発注や食材費の支払業務などを行い、調理業務は庄原市総合サービスなどへ委託しています。現在市職員の調理員はいないため規則にある「調理員」を削除するものです。従前は市直営の調理場があり、市職員の調理員が調理業務を行う調理場もありましたが、現在は全ての学校給食共同調理場は業務委託となっていますので、今回の一部改正に合わせて整理したいと思います。
- 立花委員 調理場を集約することによって給食を作る量とかが増えますよね。設備などで問題点はないのですか。
- 教育総務課長 各施設には給食の処理能力があり、庄原学校給食共同調理場は1,400食まで対応できますが、この統合により1,200食程度になる見込みで増加分の対応はできます。ただ1箇所では給食を作る量は増えますので、山内学校給食共同調理場で勤務されていた調理員の一部は庄原学校給食共同調理場へ異動し、従事されると聞いています。
- 教育長 他にはどうでしょうか。
- 委員 「ありません」の声あり
- 教育長 議案第20号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手)
- 教育長 賛成全員ですので議案第20号は可決されました。

日程第8 議案第21号 庄原市就学援助費支給要綱の一部改正について

- 教育長 事務局より議案の説明をお願いします。
- 教育指導課長 議案第21号 庄原市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱案を提出します。
- 提案理由ですが、これまで入学後に支給していた「新入学児童生徒学用品費」について、入学前に支給することができるよう就学援助費の費目に「入学準備金」を追加するとともに、その他所要の改正を行おうとするものです。
- 現在は入学後に該当児童生徒の保護者へ就学援助費を支給する中で、「新入学児童生徒学用品費」としてランドセルや制服、体操服などの購入費に充てるための扶助費を支給しており、小学校で40,000円、中学校で47,000円を支給しています。これまでは前年度所得が明確になる6月に審査を行い、支給妥当と判断すれば7月に扶助費を支給していました。前年度所得が6月に確定後就学援助費の支給の審査するのが大事と捉えていた他、市議会から「ランドセルや制服は入学前に購入する

ので就学援助費は入学前に支給する方が良い」との意見をいただいていた。ただ事務局で危惧していたのは、仮に入学前に支給した後、市外に転出された場合に支給済の就学援助費を市に戻入するのが非常に困難であると考えていました。

ところが、昨年10月に文部科学省から要保護・準要保護家庭についての取り扱いに関する通知があり、「仮に支給した後、入学前に他市町へ転出した場合は、他市町と連携をして既に支給済の場合は転出先の市町では支給しないよう、連携を取ることで二重支給を防ぐことができる」という文言がありました。これを準要保護にも準用できると考えたのが本要綱を一部改正しようとする大きな理由の1つです。

それから、本来は最新の家庭状況で要保護・準要保護の判断をすべきですが、前々年度の所得で判断することになると現在の家庭状況と比べて正確性に欠けるのではないかと危惧していましたが、前々年度と前年度の家庭状況や収入状況は大きく変わらないこと、県内23市町中16市町が入学前に入学準備金を支給しており、先行する市町へも問い合わせたところ、大きな問題は起こっていないとの回答を踏まえ、今回本市も必要な時期に必要な支援を行うというスタンスで、入学準備金として入学前に就学援助費を支給しようとの結論に至りました。

具体的な改正内容は、第1条で、これまで「就学が困難と認められる児童」に「生徒、又は小学校もしくは中学校に就学を予定している者」を加えて、入学前の就学援助費の支給が可能になる文言に変更しています。それから現行は「就学奨励費」の記述について、「就学奨励費」の文言を「就学援助費」に変更しています。

第2条では、現行の「市内の小学校及び中学校に就学し」を「市内の小学校若しくは中学校に就学し、又は翌年度に就学を予定しており」とすることで、入学前の支給を可能にします。

第3条では、新たに「(7) 入学準備金 翌年度に小学校又は中学校へ入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費」を追加して、就学援助費の種類に入学準備金を加えています。因みに他市町もこういう項目で整理しているとのこと。ただし(8)で「新入学児童生徒学用品費」を残し、「入学準備金」に該当しない4月以降に新規に該当する児童生徒や転入した児童生徒は従前のまま「新入学児童生徒学用品費」として支給します。金額的には変わりませんが文言の整合性を取るための改正とご理解ください。

第4条ですが、支給申請先を「児童等の所属学校の長」から「教育委員会又は児童等の所属学校若しくは就学予定学校の長」に変更した他、関連する条文や語句の変更や修正を行っています。最後に附則として、この告示は平成30年4月1日から施行するとしています。

教育長
委員
教育長
委員
教育長

ただいまの説明について、何か質疑などがありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議案第21号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成全員ですので議案第21号は可決されました。

日程第9 議案第22号 庄原市学校薬剤師の委嘱について (非公開)

日程第10 議案第23号 庄原市教育委員会嘱託員(日本人外国語指導助手)の委嘱について
(非公開)

日程第11 個別報告及び協議事項

教育長 担当課から説明をお願いします。

教育総務課長 平成30年第1回庄原市議会定例会の一般質問概要教育委員会関係分について説明します。第1回庄原市議会定例会は本日までの日程で開会され、今月14日と15日に一般質問が行われ、一般質問の概要を別紙資料にとりまとめています。今回は代表質問と個人質問が行われ、教育委員会関係の代表質問は全会派から、個人質問は議員19名中4名が質問され、その内3名が教育委員会関係の質問をされました。

質問内容を簡単に説明しますと、創政会 岡村信吉議員は「教育について」ということで、学校適正規模・適正配置基本計画の今後の進め方や、地域未来塾との関係について質問されました。きずな 徳永泰臣議員は「庄原市民会館と田園文化センターの一体改修について」企画振興課へ質問され、意見や提案をされました。

清風 門脇俊照議員は「庄原市学校適正規模・適正配置基本計画について」前回の一般質問と同様の質問でしたが、市が進めている定住施策や地域包括の取り組みと相反するのではないかと、学校の統廃合を進めた場合地域へのケアをどうしていくのかという質問をされました。

市民の会 福山権二議員は「市の施政方針について」で、施政方針の中に市民生活の現状把握に関し、昨年7月に広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査」を市はどの様に調査・分析をしたのかという質問でした。

個人質問関係では、坂本義明議員から「庄原市博物館・資料館の新たな在り方基本計画の進捗状況について」、7項目に渡る質問をされました。また近藤久子議員は「子どもの生活に関する実態調査の結果について」、どの様に施策や事業に生かしていくのかとの質問でしたが、どちらかと言えば前向きな論調でした。最後に谷口隆明議員は庄原市学校適正配置・適正配置基本計画に関連して、「複式教育について」、特に「複式学級の授業では英語科や道徳科は対応できないと言うが、実際には工夫や改善により授業はできるのではないかと」という質問と、「子どもの貧困の実態に見合う生活困難者の実態に合う対策を」ということで、就学援助費の入学準備金の入学前支給についての質問、さらに「地域未来塾は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の一環なのか」という質問をされました。

資料には各質問に対する教育長や市長の第一答弁を掲載していますが、各自でご一読いただき、ご不明な点がございましたら教育総務課へお問い合わせいただければと思います。

教育長 以上で、平成30年第4回教育委員会を閉会します。

－ 開会 午後4時57分 －